

正則同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、正則同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と母校の発展を図ることを目的とする。

(事務局の位置)

第3条 本会は、事務局を東京都港区芝公園3丁目1番36号正則高等学校内に置く。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、次の会員で組織する。

正会員

- 1 旧制正則中学校卒業生（第4学年修了後に上級学校に進学した者を含む）
- 2 旧制正則第二中学校（正則第二中学を含む）卒業生、
- 3 正則中学校卒業生
- 4 正則第二中学校卒業生
- 5 正則高等学校卒業生
- 6 正則第二高等学校卒業生
- 7 上記の各校に在学した者で、入会を希望し役員会が承認した者

特別会員 正会員以外の、現職及び退職教職員

第3章 組織

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

1 会長 1名

会長は、現職の教職員以外の正会員より、総会において選出される。

会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長 3名

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、互選により、その職務を代行する。

副会長は正会員より選出し、そのうち1名は現職教職員が担うことが望ましく、いずれも総会において選出される。

3 会計 2名

会計は、本会会計の処理に当たる。

会計は現職の正会員より選出し、そのうち1名は現職教職員が担うことが望ましく、いずれも代議員会において選出され、総会の承認を受ける。

(役員任期)

第6条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

役員は、別に定める手続きにより、任期中に解任されることがある。

役員が任期中の辞任等により欠けた場合、役員会は、直近の定期総会までを任期として、後任者を選出することができる。また、直近の定期総会までに限り、欠員のままとして、欠員となった役員の職務を他の役員に代行させることができる。

(名誉会長)

第7条 本会に、名誉会長を置く。名誉会長には、正則高等学校長が就任する。

(会計監査)

第8条 本会に、会計監査を2名置く。

会計監査は、現職の教職員以外の正会員より、代議員会において選出され、総会の承認を受ける。

会計監査は、本会会計の監査に当たり、その結果を総会に報告する。

会計監査の任期等については、第6条を準用する。

(代議員)

第9条 本会に、代議員を置く。

代議員には、次のいずれかに該当する者が就任する。

- 1 卒業時に、学年2名以上の定員により、当該学年から推薦された者
- 2 それぞれ3名以下の定員により、第14条に定める同期会、同級会、部活OB会、地域OB会から推薦された者
- 3 現職教職員（常勤する法人役員を含む）中の正会員
- 4 会長が、役員会の同意を得て、特に指名した者

(顧問)

第10条 本会に、役員会の同意を得て、顧問若干名を委嘱することができる。

顧問は、本会の運営について会長の諮問に応じる。

会長は、役員会の同意を得て、顧問の委嘱を解くことができる。

(事務局員)

第11条 会長は、役員会の同意を得て、事務局員若干名を委嘱することができる。

事務局員は、会長の命を受けて、本会の運営に必要な事務を行う。

会長は、役員会の同意を得て、事務局員の委嘱を解くことができる。

(役員及び会計監査の解任)

第12条 役員及び会計監査の解任は、出席者の三分の二以上の多数決による代議員会の議決を受けて、総会が議決する。

(代議員の解任)

第13条 代議員は、死亡または長期に及ぶ連絡不能が確認された場合、代議員会の議決により解任される。

(同期会等との関係)

第14条 任意に組織されている同期会、同級会、部活OB会、地域OB会は、その会員名簿、代表者等を事務局に連絡することにより、第9条に定める代議員を推薦すること及びそれぞれの活動に

必要な支援を要請することができる。

第4章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は、総会、代議員会、役員会及び校内代議員会とする。

本会のすべての会議は、会長が召集する。

会長は、すべての会議に、議案に応じて、構成員以外の出席を認めることができる。

構成員以外の出席者は、関係する議案について発言できるが、議決には加わらない。

(定期総会)

第16条 定期総会は、毎年1回5月または6月中に、招集する。

2 役員会において開催が困難と判断した場合は中止することができる。

3 開催が困難な場合は、役員会と代議員会において議決した議案を会報誌またはホームページ等において知らせ、議決をすることが出来る。

4 定期総会において議決する事項は、次の各項の全部また一部とする。

- 1 会長及び副会長の選出
- 2 役員及び会計監査の承認
- 3 役員及び会計監査の解任
- 4 事業報告及び決算の承認
- 5 事業計画及び予算の決定
- 6 会則の改正
- 7 その他本会の運営に必要な事項

(臨時総会)

第17条 会長は、臨時総会を招集することができる。

代議員会は、その目的を示して、臨時総会の招集を要求することができる。この場合、会長は1ヵ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

臨時総会において議決する事項には、前条各項の全部または一部とする。

(総会の議決及び議長)

第18条 総会の議決は、出席者の過半数による。可否同数の場合は議長の決定による。

総会の議長は、役員及び会計監査以外の出席者の中から、その互選により就任する。

2 但し、会報誌またはホームページ等にて知らせた場合、その告知をもって議決されたものとする。

(代議員会の開催)

第19条 代議員会は次の各項の場合に開催する。

- 1 会計年度の始期以後、定期総会の2週間以前
- 2 会長が必要と認めたとき
- 3 10名以上の代議員から、その目的を示して、要求があったとき
3の場合、会長は2週間以内に代議員会を招集しなければならない。
- 4 開催が困難な場合は、役員会で議決した議案を書面にて知らせ、異議が過半数に満たない場合は議決されたものとする。

(代議員会の構成及び権能)

第20条 代議員会は、役員及び代議員により構成され、次の各項の全部または一部を議決する

- 1 総会の議案の準備
- 2 この会則の他の条に代議員会の所管として定められている事項。
- 3 その他本会の運営に必要な事項

(代議員会の議決及び議長)

第21条 代議員会の議決は、出席者の過半数による。可否同数の場合は、議長の決定による。

代議員会の議長は、役員及び会計監査以外の出席者の中から、その互選により就任する。

(役員会)

第22条 役員会は、役員により構成され、本会の運営に必要な事項を議決する。

役員会は、必要に応じて招集され、役員総数の過半数の出席により成立する。

役員会の議事の進行は、会長が行う。

(校内代議員会)

第23条 校内代議員会は、現職教職員（常勤する法人役員を含む）及び事務局員の正会員により構成され、本会と法人及び学校との連絡について必要な事項を議決する。

校内代議員会は、必要に応じて招集され、校内代議員総数の過半数の出席により成立する。

校内代議員会の議事の進行は、そのつど互選された者が当たる。

第5章 会計

(収入)

第24条 本会の収入は、次の各項による。

- 1 入会金 新卒業生が卒業するとき及び第4条第7項による会員が入会するときは、終身会費を納入する。
終身会費の金額は、その会計年度内に卒業を予定されている学年の教員組織及びPTA学年委員会の合意を得て、役員会が決定する。
- 2 懇親会費 懇親会出席者は、懇親会費を納入する。
懇親会費の金額は、そのつど代議員会が決定する。
前回の定例懇親会以降の新卒業生は、懇親会費の納入を要さない。
最近5年間の卒業生については、懇親会費を減額することがある。ただし、前回の懇親会以後の新卒業生の場合は、前項による。
- 3 寄付金 各種の形態で内外有志よりの寄付金を受ける。
- 4 雑収入 本会の事業と運営に伴い収入があったときは、雑収入とする。

(支出)

第25条 本会の支出は、次の各項とする。

- 1 別に定める本会の事業に要する経費
特定の事業を予期して、一般会計とは別に事業会計を設けることがある
- 2 その他本会の運営に要する経費

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第6条 事業

第27条 本会は、次の事業を行う。

- 1 懇親会 随時、懇親会を開催する。
- 2 会報の発行 随時、会報「正則同窓」を発行する。
- 3 慶弔 本会の運営に特に寄与した会員の慶弔に際して、適当な形式と金額により、慶弔の意を表すことがある。
- 4 その他本会の目的を達するために必要な提言及び事項。

附則

- 1 この会則は、1991年11月29日より施行する。
- 2 この会則施行の日に在任する旧会則による評議員はこの会則による代議員となる。

附則

- 1 この会則は、1997年10月11日より施行する。

附則

- 1 この会則は、2000年11月18日より施行する。
- 2 第24条の規定にかかわらず、2000年度新卒業生の入会金は、なお従前の例による。

附則

- 1 この会則は、2001年11月30日より施行する。

附則

- 1 この会則は、2022年5月1日より施行する。